

## 奈良県告示第二百四十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十  
十条第一項の規定に基づき、奈良市から大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画  
）道路の変更に係る図書の写しの送付があつたので、同法第二十一条第二項において準  
用する同法第二十条第二項の規定により、奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局  
地域デザイン推進課都市計画室において縦覧に供する。

平成二十七年十二月十一日

奈良県知事 荒井正吾